

平成25年6月

各位

横浜信用金庫

普通預金通帳のご記入のお願い

平素は、当金庫をご利用いただきまして誠にありがとうございます。

当金庫では、誠に勝手ながら、普通預金通帳に未記入のお取引が一定以上ある場合に、当該取引内容の入金合計と出金合計の差額をまとめて記入しておりますが、この取扱いを平成25年6月末から以下のとおり変更いたします。

○ 変更前

「普通預金通帳に未記入のお取引が偶数月の月末時点で 30件 以上ある場合に、翌月（奇数月）の20日（20日が休日の場合は翌営業日）に 前月（偶数月）の月末日付で、当該取引内容の入金合計と出金合計の差額（どちらか多い方の金額）をまとめて記入（通帳印字は「一括記帳」と表示）いたします。」

○ 変更後

「普通預金通帳に未記入のお取引が偶数月の月末時点で 50件 以上ある場合に、翌々月（偶数月）の20日（20日が休日の場合は翌営業日）に 前々月（偶数月）の月末日付で、当該取引内容の入金合計と出金合計の差額（どちらか多い方の金額）をまとめて記入（通帳印字は「一括記帳」と表示）いたします。」

お手数をおかけしますが、該当するお客さまにおかれましては、当金庫本支店のATMまたは窓口にて通帳をご記入いただきますようお願い申し上げます。

「一括記帳」されたお取引の明細をご希望されるお客さまには、お取引明細を発行することが可能です。詳しくは各営業店までお問い合わせください。

（注）「一括記帳」されたお取引の明細の発行は有料となる場合があります。

お客さまにはご不便をおかけしますが、何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

以上



横浜信用金庫